と。

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　濃縮トマト 2　たまねぎ 3　にんにく 4　食塩 5　香辛料 6　醸造酢 7　砂糖類
添加物	第４条第１項の規格の添加物と同じ。

に改める。

第七条第一項の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこ 1　濃縮トマト 2　トマト 3　たまねぎ、にんにく、マッシュルームその野菜類 4　食塩 5　香辛料 6　醸造酢 7　砂糖類 8　食用植物油脂 9　果実酒
	食品添加物	第４条第１項の規格の食品添加物と同じ。

と。

他の

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　濃縮トマト 2　トマト 3　たまねぎ、にんにく、マッシュルームその他の野菜類 4　食塩 5　香辛料 6　醸造酢 7　砂糖類 8　食用植物油脂 9　果実酒
添加物	第４条第１項の規格の添加物と同じ。

に改める。

第八条第一項の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　トマト 2　たまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類 3　食塩 4　香辛料 5　醸造酢 6　砂糖類
	食品添加物	第４条第１項の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　トマト 2　たまねぎ、にんにく、ピーマン、セルリーその他の野菜類 3　食塩 4　香辛料 5　醸造酢 6　砂糖類
添加物	第４条第１項の規格の添加物と同じ。

に改める。

第九条第一項の表中

原材料	食品添加物以外の原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこ 1　トマト 2　トマトジュース、トマトピューレー及びトマトペースト 3　セルリー、ピーマン、たまねぎその他の野 4　食塩 5　砂糖類 6　香辛料
	食品添加物	第４条第１項の規格の食品添加物と同じ。

と。

マト

菜類

を

原材料	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　トマト 2　トマトジュース、トマトピューレー及びトマトペースト 3　セルリー、ピーマン、たまねぎその他の野菜類 4　食塩 5　砂糖類 6　香辛料
添加物	第４条第１項の規格の添加物と同じ。

に改める。

（ハム類の日本農林規格の一部改正）

第十　ハム類の日本農林規格（昭和五十六年八月二十一日農林水産省告示第千二百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

原材料	原料肉
	原料肉及び食品添加物以外の原材料
	食品添加物

を

原材料	原料肉
	原料肉以外の原材料
添加物	

に改める。